

Contents *台風の賠償責任について *民法改正 *コラム

台風によって 損害を与えた場合の 賠償責任は？

2019年9月、千葉県に大きな被害を出した台風15号、そして関東地方や東北地方を中心に甚大な被害を出した台風19号のように、近年の台風は非常に強い勢力で上陸し、予想を超える大きな被害を発生させます。

台風15号で千葉県のゴルフ練習場のネットが倒れ、近隣住戸に大きな被害を与えたニュースは記憶に新しいと思います。

このニュースを見たオーナーさまから「**台風によって被害を与えた場合の賠償責任について**」多くのご質問をいただきましたので、今号はこうした賠償責任についてみていきます。

台風による被害では、次のようなケースの発生が考えられます。

- ▼自宅の屋根が飛び、近隣の車の窓ガラスを割ってしまった。
- ▼賃貸マンションの屋根が飛び、近隣住戸を破損させてしまった。
- ▼借家の屋根瓦が飛び、近隣の車を傷つけてしまった。

おけば、火災保険や、車両保険で対応することが可能になります。

しかしすべてのケースで賠償義務がないというわけではありません。特に次のような場合、賠償責任を問われるケースがあります。

- ▼飛んだ屋根がすでに腐食しており、近隣からも修理要望が出ていた。
- ▼屋根瓦の一部が台風以前から一部落下していた。
- ▼事前に台風が来るとわかっていながら、飛散する可能性があるものを放置していた。

もしこうした被害を受けてしまったら「相手方に賠償してもらえろ」と思われがちですが、**実際には自然災害による賠償義務は原則としてありません。**台風によって屋根を飛ばされた方も同じ被害者であるという考えから、**不可抗力だという判断です。**したがって、被害を受けた方が自費で修理する必要があります。ちなみにこうした修理には、風災被害に対応できる保険に加入

特に、所有者が注意や安全性の確認を怠っていたと認められる場合、民法第717条で次のように定義されています。